

雇用機会の増大が必要な地域等で求職者等を雇い入れることに伴い、事業所を設置・整備あるいは創業した事業主又は中核人材労働者を雇い入れた事業主の方への給付金

5 地域雇用開発助成金

雇用機会が特に不足している雇用開発促進地域（地域雇用開発促進法第7条第1項に規定する同意雇用開発促進地域）、若年層・壮年層の流出の著しい過疎等雇用改善地域、特に若年者の失業者が慢性的に滞留している沖縄県、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域における雇用構造の改善を図るため、その地域に居住する求職者等を雇い入れることに伴い、事業所を設置・整備あるいは創業する事業主又は、中核人材労働者を雇い入れ、また、それに伴い、その地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対して、**I 地域求職者雇用奨励金、II 地域求職者雇用奨励金（中核人材用）、III 沖縄若年者雇用促進奨励金、IV 地域再生中小企業創業助成金**を支給します。

I 地域求職者雇用奨励金

各地域において、雇い入れた支給対象者の人数及び事業所の設置・整備の費用に応じて一定額を助成します。

なお、設置・整備の対象については、国の補助金等（地方公共団体等を通じた間接補助金等を含みます。）の補助対象となっているものを除くなどの一定の条件があります。

1 同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域（※）

受給できる事業主

(1) 地域内での労働者の雇入れ及びこれに伴う事業所の設置・整備に関する計画（**計画届**）を当該地域の管轄労働局長に提出した日（計画日）からその計画が完了した旨の届（**完了届**）を管轄労働局長に提出した日（完了日）までの間（**最大18か月**）に当該地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として**3人（ただし、創業に限り2人）以上雇い入れ**、かつ、それに伴い事業所の事業の用に供する施設又は設備を設置し、又は整備（設置・整備）を行う（その費用の合計額が**300万円以上**のものに限る。）事業主であること。

※ 同意雇用開発促進地域は都道府県が策定し、厚生労働大臣が同意した地域雇用開発計画に定められた雇用開発促進地域の区域であり、過疎等雇用改善地域は厚生労働大臣が指定する地域です。

(2) (1)の雇入れが同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。

(3) (1)の雇入れに係る者に対する賃金の支払いの状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

受給できる額

対象労働者の数及び設置・整備に要した費用に応じて、1年ごとに**3回支給**します。

設置・整備に要した費用	対象労働者の数			
	3(2)~4人	5~9人	10~19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	40万円	65万円	90万円	120万円
1,000万円以上 5,000万円未満	180万円	300万円	420万円	540万円
5,000万円以上	300万円	500万円	700万円	900万円

()内は創業の場合

※ 非自発的離職者雇入れに対する追加助成措置について

当初、雇い入れた対象労働者が、事業主都合による解雇等により、前職を離職していた場合、第2回目以降の支給時期に在職しているものの数(最大5人まで、補充者は含まれません。)に応じ、1人に付き50万円の追加助成を行います。

受給のための手続

(1) 計画から受給までの基本的な手続は、次のとおりです(次ページ参考図参照)

イ 「地域雇用開発助成金事業所設置・整備及び雇入れ計画書」の提出(①)

ロ 事業所の設置・整備

ハ 労働者の雇入れ(②)

ニ 「事業所設置・整備及び雇入れ完了届」、「地域雇用開発助成金申請資格確認届」、「地域求職者雇用奨励金支給申請書(申請書は以後1年ごと)」の提出(③)

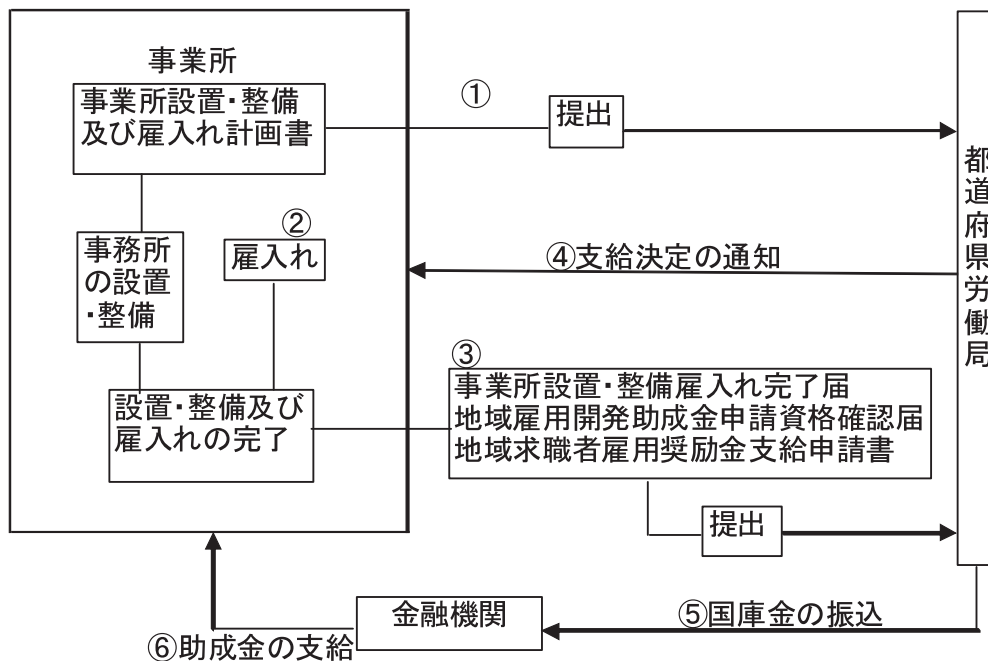
ホ 助成金の受給

(2) (1)の二の完了届提出と同時に、「地域雇用開発助成金雇入れ労働者申告書」「地域雇用開発助成金事業所設置・整備費用申告書」並びに関係添付資料を提出していただきます。

(3) 申請書等を提出していただいた後、設置・整備費用又は雇入れ労働者等の確認を行いますので、ご協力をお願い致します。

(4) 計画の変更又は撤回、計画の完了後に雇用調整を行うなど雇用開発を中止する場合等は、都道府県労働局へご相談ください。

地域求職者雇用奨励金に係る手続の流れ図(モデルケース・同意雇用開発促進地域・過疎等雇用改善地域に係るもの)



支給要件

- (1) 完了日の翌日から起算して1年ごとに区分した期間の末日における当該事業所の**継続して雇用する労働者の数が、完了日における当該事業所の継続して雇用する労働者の数未満となったとき、当該奨励金は支給されません。**
- (2) 完了日後において、当該事業所で**対象労働者を雇用しなくなったとき**(当該雇用しなくなったとき以後速やかに、新たに継続して雇用する労働者を雇い入れたときは除きます。ただし、**解雇等事業主都合で離職させた事業主は、対象労働者の補充は行えません。**)、当該奨励金は支給されません。

創造地域重点分野に該当する事業主の特例措置

地域求職者雇用奨励金の支給対象事業主で、雇入れ計画書提出時に、当該事業主の行う事業が同意自発雇用創造地域(地域雇用開発促進法第10条第1項に規定する同意自発雇用創造地域)の地域重点分野に該当すると都道府県労働局長が認定した事業主に対しては、完了届提出後も、相当数の雇入れを続ける等の、一定の条件を満たした場合は、第4, 5回目の助成金の支給が行われます。

2 同意雇用開発促進地域における特別の措置

受給できる事業主

地域内において、同意雇用開発促進地域の雇用構造の改善に特に資すると認められる雇用機会の増大に関する**大規模雇用開発計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受け**、当該大規模雇用開発計画の定める雇用開発期間(雇入れ及びそれに伴う事業所の設置を開始する日から完了する日までの期間。**最大2年**)内に当該地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者(雇用保険の短時間労働者以外の一般被保険者に限る)として**100人以上**雇い入れ、かつ、それに伴い事業所を新たに設置(その費用の合計額が**50億円**以上のものに限る)する事業主であること。

支給できる額

対象労働者の数及び事業所の設置に要した費用に応じて、1年ごとに3回支給します。

50億円以上、100人以上雇入れ	1億円
50億円以上、200人以上雇入れ	2億円

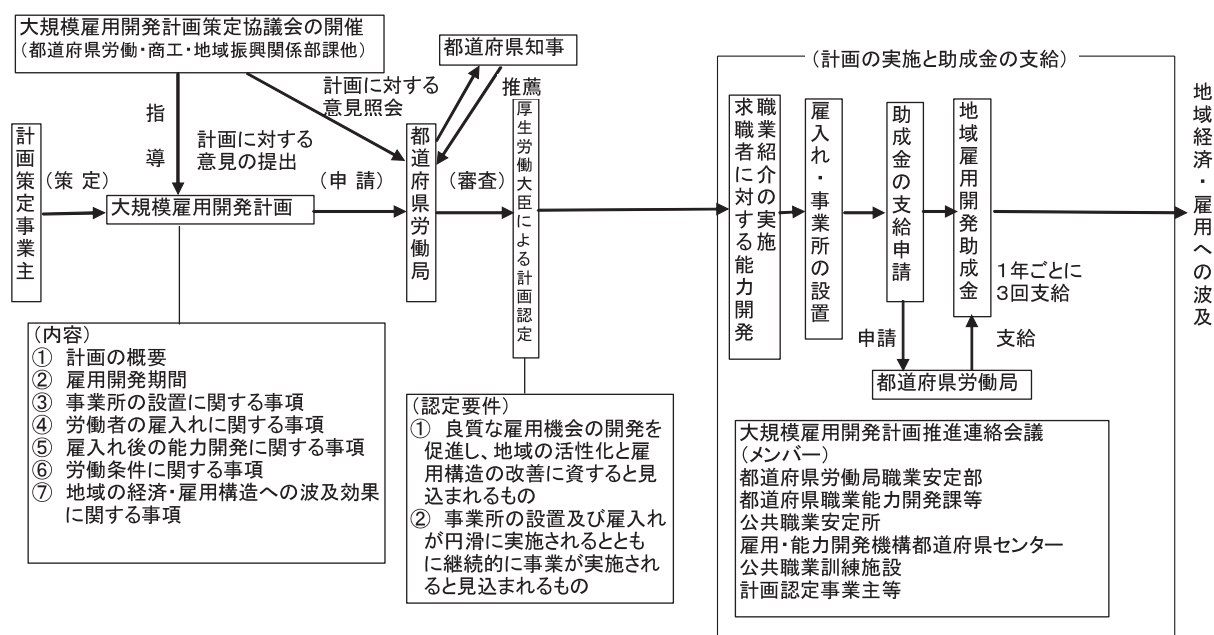
支給要件

- (1) 認定された大規模雇用開発計画の認定を厚生労働大臣が取り消した場合には、その後の当該奨励金は支給されません。
- (2) 計画の完了した日から起算して1年ごとに区分した期間の末日における当該事業所に雇い入れた対象労働者の人数が助成額の算定に係る人数を下回る場合には、当該奨励金は支給されません。

計画の作成

- (1) 計画を作成する場合には、都道府県労働局職業安定主務課の指導を受けることが必要です。
- (2) 計画の認定を受けるための申請書は都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出することとなります。

フローチャート



支給のための手続

「地域雇用開発助成金申請資格確認届」提出と同時に、「地域雇用開発助成金雇入れ労働者申告書」「地域雇用開発助成金事業所設置・整備費用申告書」及び関係添付資料等を提出し、申請資格を受けると同時に、「雇用開発奨励金支給申請書」に必要な書類を添えて管轄労働局に支給申請を行ってください。その後1年ごとに支給申請を行ってください。

II 地域求職者雇用奨励金(中核人材用)

同意雇用開発促進地域において、中核人材労働者(5人まで)を受け入れ、また、それに伴い受け入れた中核人材労働者の2倍以上の当該地域に居住する求職者(地域求職者:雇用保険の一般被保険者に限る。)を雇い入れる事業主に対し、一定額を助成します。

受給できる事業主

次の(1)から(4)のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- (1) 地域内に所在する事業所の事業主であり、新たな事業展開(創業、異業種への進出、新製品・新商品の開発、高付加価値化、販路の拡大、経営の高度化等をいう。)に資すると認められる中核人材労働者の受入れ(雇入れ、出向その他の契約に基づき受け入れること)又はこれに伴う労働者の雇入れに関する計画(計画届)を当該事業所の管轄労働局長に提出した日(計画日)からその計画が完了した旨の届(完了届)を管轄労働局長に提出した日(完了日)までの間(最大1年)に、中核人材労働者を受け入れる事業主であること。
- ※ 中核人材労働者とは、熟練技能者(生産工程に係る業務に7年間以上従事していた者)、製品・技術の開発担当者(技術系の大学の教育課程を修了し、又はこれと同等以上の専門的知識を有し、かつ製品・技術開発、生産管理、技術指導の業務に3年間以上従事していた者又は製品・技術開発、生産管理、技術指導の業務に7年間以上従事していた者)又は新分野進出等により新たに発生する事業における業務に就く者(事務的・技術的な業務の企画・立案、指導を行うことができる専門的な知識を有するか、部下を指揮・監督する業務に従事する課長相当職以上の者で年収400万円以上の賃金(賞与を除く)の者をいいます。
- (2) (1)の受入れに伴い、当該受入れに係る中核人材労働者の数の、2倍以上の数の当該地域に居住する求職者を、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。
- (3) (1)及び(2)の受入れ等が同意雇用開発促進地域における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。
- (4) (1)及び(2)の受入れ等に係る者に対する賃金の支払いの状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

受給できる額

当該事業所において受け入れた中核人材労働者の人数に応じて、以下の額を2回に分け、半年ごとに支給します。

中核人材労働者 1人当たり 100万円(中小企業は140万円)

ただし、自発雇用創造地域の地域重点分野に該当する場合

中核人材労働者 1人当たり 150万円(中小企業は210万円)

受給のための手続

- (1) 「地域求職者雇用奨励金(中核人材用)受入れ等計画書」を管轄労働局に提出してください。
- (2) 完了届提出と同時に、「地域求職者雇用奨励金(中核人材用)中核人材受入れ等申告書」及び関係添付資料を提出して下さい。
- (3) 申請資格を受けた後、助成期間の最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期とし、その末日の翌日から起算して1か月以内に、「地域求職者雇用奨励金(中核人材用)支給申請書」に必要な書類を添えて管轄労働局に支給申請を行います。

Ⅲ 沖縄若年者雇用促進奨励金

受給できる事業主

受給できる事業主は、次の①～③に該当する事業主になります。

- ① 沖縄県の区域内において、300万円以上の**事業所の施設や設備を新設、増設、購入又は賃借**して、新たに事業を始め、又は拡大すること。
- ② ①に伴い、**沖縄県の区域内に居住する35歳未満の求職者**を常用労働者(短時間以外の一般被保険者)として3人以上雇い入れること。
- ③ ①の事業所の設置・整備及び②の求職者の雇入れについての計画を自ら作成し、その計画書に基づいて事業所の設置、整備及び雇い入れを行った事業主であること。

受給できる額

設置・整備及び雇入れ完了日から**1年間(対象労働者等の定着状況が特に優良な場合は2年間)**雇い入れた沖縄県の区域内に居住する**35歳未満の者に支払った賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法(雇入れ事業所の前年度の確定保険料から労働者1人当たりの平均賃金を求め、これに一定の調整率を乗じて得た額)**により算定した額の**1/4(中小企業については1/3)**を助成(助成額には限度があります。)します。

受給のための手続

- ① 事業所の設置・整備に伴う雇入れを予定している事業主は、その旨の計画書を沖縄労働局長に提出してください。計画を提出した日以後の事業所の雇入れが助成の対象となります。
- ② 事業所の設置・整備に伴う雇入れが完了したときは、その旨を届け出るとともに、申請資格の確認を行ってください。
- ③ 当該奨励金は事業所の設置・整備に伴う雇入れが完了した日から半年経過後に第1回目の支給申請、その後、半年ごとに支給されますので、そのつど支給を申請してください。

その他(地域雇用開発助成金全般について)

※ 地域雇用開発助成金の支給に際しては、以下の要件に該当した場合には助成金は支給されません。

- (1) 計画日から完了日から起算して6か月を経過した日までの間に、当該事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主都合で離職させた事業主、あるいは全労働者の6%(その数が3人以下の時は3人)を超える割合で特定受給資格者である離職者を発生させた事業主に対しては、地域求職者雇用奨励金(中核人材用)、沖縄若年者雇用促進奨励金は支給されません。
- (2) 計画日から完了日までの間に、当該事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主都合で離職させた事業主あるいは全労働者の6%(その数が3人以下の時は3人)を超える割合で特定受給資格者である離職者を発生させた事業主に対しては、地域求職者雇用奨励金は支給されません。
- (3) 労働保険料の納付を滞納している事業所は当該助成金の支給は受けられません。
- (4) 不正行為により各種助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたり助成金の不支給措置がとられている場合には当該助成金の支給は受けられません。
- (5) 労働関係法令の違反により、助成金を支給することが適切でないものと認められる場合は当該助成金の支給は受けられません。

また、雇い入れた対象労働者については、雇入れ日において65歳未満の者に限るなどの一定の条件があります。

(手続き等の詳細については、都道府県労働局にお問い合わせください。)

IV 地域再生中小企業創業助成金

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域（※1）において、地域再生事業（※2）を行う法人を設立又は個人事業を開業し、雇用保険の一般被保険者として労働者を1人以上雇い入れる事業主に対し、創業に係る経費及び労働者の雇入れについて一定額を助成します。

※当該助成金の対象は、平成20年12月1日以降に法人を設立又は個人事業を開業したものに限りです。

次の区分の地域の違いにより、適用される種別が異なります。

1 第1種地域再生中小企業創業助成金（以下「第1種」といいます。）

雇用失業情勢が特に厳しい地域（北海道、青森県、岩手県、秋田県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県又は沖縄県の10道県）

2 第2種地域再生中小企業創業助成金（以下「第2種」といいます。）

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域のうち1以外の地域（宮城県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、福岡県、佐賀県又は大分県の11県）

なお、第2種には、創業に当たって、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県から雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域への住所又は居所の変更が必要な転入を行った場合（以下「U・Iターン」といいます。）も含まれます。

受給できる事業主

受給できるのは、次の1から14のいずれにも該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業主であること。
- 2 中小企業者の要件を満たす事業主であること。
- 3 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域に法人等の主たる事業所を設置していること。
- 4 法人の設立又は個人事業の開業（以下「法人等の設立」といいます。）の日から起算して6ヶ月を経過する日までに地域再生事業計画書（以下「事業計画書」といいます。）を提出し、認定を受けた事業主であること。
- 5 認定を受けた計画に基づき、地域再生事業を主たる事業として行っている事業主であること。
- 6 事業の実施に必要な許認可等を受けていることをはじめとして、法令を遵守し、適切に運営するものであること。
- 7 次の（1）から（3）までの条件を満たす労働者（以下「創業・雇入支援対象労働者」といいます。）を1人以上雇用している事業主であること。
 - （1）雇用保険の一般被保険者として6ヶ月以上雇用されている者
 - （2）雇入れ日現在で65歳未満の者
 - （3）法人等の設立の日から起算して1年を経過する日までの間に雇い入れられた者
- 8 資本、資金、人事、取引等の状況からみて、親会社、子会社又は関連会社とほぼ同等の関係にある事業主が行う事業と、事業内容に関し同一性が認められる事業を行っていないこと。

（注）既存の会社が、行っていない事業分野について、新たな会社を設立する場合には、支給対象となります。
- 9 法人等の代表者が、事業内容に関し同一性が認められる他の個人事業主若しくは法人の代表者でないこと、又はこれらであった者でないこと。
- 10 法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員（その数が3人以上であるものに限りです。）の過半数が、事業内容に関し同一性が認められる事業を行う他の事業主の役員である者、又は役員であった者でないこと。
- 11 営業譲渡、営業の賃貸借、営業の委託等に伴い設立された法人等の事業主でないこと。
- 12 法人等の設立の日から、助成金の支給申請日までの間に、当該法人等が雇用する雇用保険の一般被保険者を事業主都合で解雇したことがない事業主であること。
- 13 本助成金の支給決定等に必要な労働関係帳簿類（出勤簿、タイムカード、賃金台帳、労働者名簿等）を

備えている事業主であること。

- 14 U・Iターン創業の場合、住所又は居所の変更が必要な転入については、法人等の設立等前の1年以内又は、法人等の設立等の日から起算して3ヶ月を経過する日までの転入であること。

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域（※1）

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域とは、以下の21道県をいいます。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

地域再生事業（※2）

上記の21道県それぞれが定める雇用創出に資する重点分野（以下「地域再生分野」といいます。）に該当する事業をいいます。詳しくは、21道県それぞれを管轄する道県労働局にお尋ね下さい。

支給できる額

1 創業支援金

法人等の設立の日から6ヶ月以内に要し、かつ6ヶ月以内に支払った次の①から③までに該当する対象経費（人件費を除きます。）の合計額に以下の割合を乗じた額（以下「基準額」といいます。）が支給されます。

- (1) 第1種及び第2種（U・Iターンの場合に限りします。）の場合は合計額の1/2とします。

ただし、以下に定める額を上限とします。

創業・雇入支援対象労働者が5人以上の場合 上限額 1,000万円

創業・雇入支援対象労働者が5人未満の場合 上限額 600万円

- (2) 第2種（U・Iターンの場合を除きます。）の場合は合計額の1/3とします。

ただし、以下に定める額を上限とします。

創業・雇入支援対象労働者が5人以上の場合 上限額 500万円

創業・雇入支援対象労働者が5人未満の場合 上限額 300万円

① 法人等の設立に関する事業計画作成費

経営コンサルタント等の相談経費及び法人設立の登記又は開業に関する開廃業等届出書の作成等の代行費用等

ただし、本助成金の算定基礎の対象経費としては、75万円を限度とします。

② 職業能力開発経費

事業を円滑に運営するための、創業者又は創業・雇入支援対象労働者に対する教育訓練経費

③ 設備・運営経費

事業所の改修工事費、設備・備品、事務所借料、広告宣伝費等の設備・運営費

ただし、事務所借料等についての本助成金の算定基礎の対象経費としては、6か月分を上限とします。

2 雇入れ奨励金及び追加雇入れ奨励金

- (1) 第1種の場合

創業・雇入支援対象労働者1人につき60万円が支給されます。ただし100人分が限度となります。

- (2) 第2種の場合

創業・雇入支援対象労働者1人につき30万円が支給されます。ただし100人分が限度となります。

3 追加創業支援金

追加創業支援金の額は、以下のとおり定める額とします。

- (1) 第1種及び第2種（U・Iターンの場合に限ります。）の場合において、基準額が1,000万円以上の額の場合は、1,000万円から創業支援金の支給額を減じた額
- (2) 第1種及び第2種（U・Iターンの場合に限ります。）の場合において、基準額が1,000万円に満たない場合は基準額から創業支援金の支給額を減じた額
- (3) 第2種（U・Iターンの場合を除きます。）の場合において、基準額が1（2）に定める額以上の額の場合は500万円から創業支援金の支給額を減じた額
- (4) 第2種（U・Iターンの場合を除きます。）の場合において、基準額が500万円に満たない場合は基準額から創業支援金の支給額を減じた額

受給のための手続

1 地域再生事業の認定申請

法人等の設立の日から起算して6ヶ月を経過する日までに事業計画書の認定申請を21道県それぞれを管轄する道県労働局に行う必要があります。

法人等の設立の前に事業計画書の認定申請を行う場合は、法人等の設立を事業計画書の認定から3ヶ月後までに行う必要があります。

2 支給申請

(1) 創業支援金又は雇入れ奨励金

創業・雇入れ支援対象労働者が5人（5人に満たない場合は1人目）に達した日から6ヶ月を経過する日以降であって、支給申請に係る創業・雇入れ支援対象労働者の最後の雇入れ日から6ヶ月を経過する日以後、当該日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日までの間に、創業支援金及び雇入れ奨励金の支給申請をすることができます。

(2) 追加雇入れ奨励金

最初の支給申請後、法人等の設立の日から起算して1年を経過する日までの間に新たに創業・雇入れ支援対象労働者を雇い入れたときは、雇入れの日から6ヶ月を経過する日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日までの間に、雇入れ奨励金について、追加支給申請をすることができます。

- (3) 創業・雇入れ支援対象労働者の雇入れが5人未満であった事業主であって、すでに創業支援金の支給を受けた事業主が、その後、法人等の設立の日から起算して1年を経過する日までの間に新たに創業・雇入れ支援対象労働者を雇い入れ、創業・雇入れ支援対象労働者がはじめて5人に達したときは、創業・雇入れ支援対象労働者の雇入れが5人に達した日から6ヶ月を経過した日以降であって、支給申請に係る創業・雇入れ支援対象労働者の最後の雇入れの日から6ヶ月を経過する日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日までの間に、創業支援金について、追加の支給申請をすることができます。

(参考) 法人等の設立から支給申請までの流れ図

